

令和8年度
熱中症対策ウォッチ導入等業務
仕様書

令和8年5月
境町政策統括部地方創生課

目 次

1	業務委託名	—————1
2	場所	—————1
3	業務の概要	—————1
4	業務委託の内容	—————1
5	業務期間	—————4
6	成果品	—————4
7	その他事項	—————4

令和8年度 熱中症対策ウォッチ導入等業務 仕様書

1 業務委託名

令和8年度 熱中症対策ウォッチ導入等業務

2 場所

茨城県猿島郡境町内

3 業務の概要

本町は、これまで「境町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「持続可能な生活環境の確保」を基本方針に掲げ、独自財源に加えて地方創生交付金やデジタル田園都市国家構想交付金等の国の補助金を積極的に活用し、「誰ひとり取り残されることのない、幸福度の高いまち」の実現に向けた施策を着実に推進してきた。しかしながら、急速な高齢化の進行、独居高齢者の増加、健康寿命の短縮といった現象は、町の持続可能性に対して重大なリスクとして顕在化していることから、デジタル技術などを活用し、高齢者が安心して暮らし続け、健康で活躍できる地域社会の構築を目指しているところである。

本業務においては、高齢者が安心して生活できるような環境を整備する一環として、近年深刻化している夏場の酷暑に伴う高齢者の熱中症の予防につながる、深部体温を測定する熱中症対策ウォッチを高齢者に貸与し実証実験を行うとともに、次年度以降の施策に反映させる返却回収した熱中症対策ウォッチ(ウェアラブルデバイス)から稼働状況や装着率などのデータを取得し、医師など専門家がそれを検証するなどの取り組みを実施する。

4 業務委託の内容

(1) 配布デバイスの準備

以下の要件を満たすウェアラブルデバイスを5,000個準備すること。

① 基本機能

- ・深部体温またはそれに準ずる指標を用いて、熱中症リスクを検知できること
- ・一定のリスク閾値を超えた際に、利用者本人へ以下の方法で通知できること
音、振動、光等によるアラート機能

② データ取得・管理機能

- ・利用中のログ(体温推定値、アラート発生履歴)を記録できること
- ・データを外部に出力し、分析可能な形式(CSV等)で取得できること

③ 装着性・操作性

- ・高齢者が容易に装着可能なリストバンド型であること
- ・軽量で日常生活に支障をきたさないこと
- ・ボタン操作が簡易であること(極力操作不要であることが望ましい)

④ 耐久性等

- ・防水・防塵性能を有し、日常生活において問題なく使用できること
- ・連続使用が可能なバッテリー性能を有すること(5ヶ月間程度)

(2) 配布等業務

- ・65歳以上の希望者に対する募集支援(チラシ作成、申込受付支援等)
- ・利用者への配布および初期設定
- ・使用方法の説明(対面または説明資料の配布)

(3) 運用期間中の対応

- ・利用者からの問い合わせに関する対応
- ・機器不具合時の交換対応
- ・必要に応じた利用状況の確認

(4) 回収業務

- ・熱中症警戒期間終了後(10月21日以降)に機器回収の補助業務
- ・回収方法は地区毎の回収とする。
- ・回収率向上のためのフォローを実施すること。

(5) アンケート調査

以下を含むアンケート内容を検討実施すること。

- ・使用感(装着性・操作性)
- ・アラートの有効性
- ・行動変容(休憩・水分補給の増加等)
- ・継続利用意向

(6) データ取得・分析

- ・回収したデバイスからログデータを取得
- ・医師など専門家が検証し、以下の観点で分析を行うこと
 - 地区毎の熱中症リスク発生頻度
 - 地区毎のアラート発生状況
 - 時間帯・気象条件との相関

利用者属性との傾向分析

(7) 業務報告書作成

以下を含む業務報告書を作成すること

- ・事業概要
- ・配布数・回収率
- ・利用実績
- ・データの解析結果
- ・アンケート結果
- ・課題整理
- ・今後の展開提案(恒常事業化・拡張案等)

5 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

6 成果品

- (1) 業務報告書（紙及び電子データ）
- (2) 使用マニュアル・配布資料（データ）

7 その他事項

(1) 関係法令等の遵守

選定事業者は、当該業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知、通達などの法令等及び本業務委託仕様書、契約書を遵守するとともに、発注者と連絡調整を密にし、その指示に従うこと。

(2) 機密の保持

選定事業者は、当該業務の遂行上知り得た事項について、本業務期間中及び本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(3) 資料収集及び貸与

当該業務の遂行上必要な資料収集、調査、検討等は原則として選定事業者が行うものとし、町から貸与する業務に必要な資料及びデータは、業務完了時に町の指示に従って全て廃棄または返却するものとする。

(4) 権利業務の譲渡等の禁止

選定事業者は、当該業務により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承、町が貸与したデータを第三者に売却、貸与若しくは抵当権その他の担保等に供してはならない。本業務により得られた物品、成果品及び権利は、全て町に帰属するものとする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者の双方により協議の上、決定することとする。

以上